

第4回基本項目等検討小委員会 会議録

日時：平成16年6月23日(水)
場所：名寄市民文化センター

1. 開 会

向井原幹事：本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから風連町・名寄市合併協議会、第4回基本項目等検討小委員会を開催させていただきます。

この会議は、小委員会規程第7条第3項によりまして、成立には過半数の委員の出席が必要とされておりますが、本日17名中16名が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

ここからは小委員会第7条第2項の規定により、委員長に議長を務めていただくことになっております。福光委員長、ではよろしくお願ひしたいと思います。

2. 委員長挨拶

福光委員長：ご苦労さまでございます。

ただいま事務局の方からお話ありましたように、17名中16名の出席ということでございますが、富永委員が若干遅れるということで、後ほど全員そろうことになるかと思ひます。よろしくお願ひします。

これまで3回当委員会を開催して、新市の名称から始まっているいろいろと検討させていただいております。しかし、決まったものもございますけれども、まだまだ積み残したのものもございます。いずれにしても積み残した部分については鋭意、皆様方のご討議のもとに順次決定していきたいと考えております。

今日は基本的な協議項目で積み残しております3番目の新市の名称、それから4番目の事務所の位置について議論をしていただきながら、合併特例法に定める協議項目である議会議員の定数や農業委員会の定数など、議論していただきたいと考えております。よろしく皆様方の活発なご意見が出るように、心から期待をいたしております。

3. 議 事

福光委員長：それでは、早速議事に入らせていただきます。

これまで、前回もそうでしたけれども、基本的協議項目にあります3番目の新市の名称、それから4番目の事務所の位置、いろいろとご意見が出ておりました。

そうした中で、この問題については結論を急ぐべきでないという意見もかなりありましたので、そうしたことも含めながら、まず幹事長の方から、機能分担型にするのか、機構分担分散型にするのかというような新市における組織の問題もかみ合わさっておりますので、若干説明をいただきながら進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今幹事長：それでは、座ったままで説明をさせていただきたいと思ひます。

細部は事務局から説明をいたしますけれども、新市の名称につきましてはいろいろ議論ご

ざいまして、今日まではっきり名前が出ておりますのは、名寄市として名称を設定していただきたいという名寄市側委員さんの意見がございましたので、それを文章にまとめてみました。したがって、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それから、事務所の位置につきましては、前回までの議論で現庁舎を有効に活用するというのが1点です。それから、住民に不便をかけない組織機構とあわせて議論するというのを、今日まで確認をしてきたところです。

したがいまして今日は、住民に不便をかけない組織機構とはどういう機構なのかということで、機構をあわせてお示しをさせていただき、議論を進めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、細部にわたりましては、お手元の資料に基づきまして、中西事務局次長の方からお願いしたいと思います。

福光委員長：それでは、中西事務局次長お願いいたします。

中西事務局次長：事務局の中西です。

新市の名称についてご議論がいままでございましたので、それを取りまとめて文章化をさせていただきました。新市の名称について「名寄市」と要望することに関し、委員よりご意見があった要旨ということでございます。

1番目といたしまして、名称は、この地域を表し、対外的にもこの地域がわかりやすく、そして地域住民が馴染んでいる名称が良いと考える。

また、歴史ある「風連」と「名寄」の名称を新しい市の中に残し、その由来を後世に伝えることは大変重要なことである。

2番目といたしまして、風連、名寄を含んで使う一般的な名称は「名寄地区、名寄地方、名寄地域」と称してきた。この名称を使うことは名寄市のみを指すものではなく、地域を表す言葉として使われている。

また、地図上も「名寄盆地」と記され、公に認められている。

3番目としまして、官公庁、民間企業等では、風連、名寄を含んでそのエリアとし、名寄の名称を冠としている例が多い。

名寄税務署、名寄警察署、名寄保健所、名寄法務局、名寄労働基準監督署、名寄公共職業安定所等々・・・・・・・・。

地元企業の業種別協同組合などの団体も同様である。

4番目といたしまして、中学校、高等学校における教育活動においても、名寄地区中体連、高体連、高文連などにも「名寄」という名称が使われている。

5番目といたしまして、スポーツ、文化活動においても「名寄地区」の名称を冠にした組織が多く各種大会などの活動も同様である。

6番目といたしまして、住民の声としては、「名寄市」と”市”まで残して欲しいという

考えが根強い。それは、「名寄区」や「名寄町」では別ものとなる。風連町は特別区の選択により 市風連区、又は 市風連町となれるが、名寄市の場合は新市の名称を「名寄市」とする以外に名称は同じとはならない。

7番目といたしまして、農産物は、長い期間をかけて産地名を売り込み、風連も名寄もそれぞれにブランドを確立してきた。市の名前を変えることは産地名を再度売り込み直さなければならなくなる恐れがある。

以上のことから「名寄」と言う名称は、この地方を総称しており、住民にも対外的にも馴染んでいることから、新しい市の名称は「名寄」とし、「風連」の地名は地区名として残すことをお願いしたいと考えます。

続きまして、もう1点の資料でございますけれども、組織の機構図ということで大きなA3の資料をお開きいただきたいと思います。

この組織につきましては、前回の会議で合併特例区を別個に行政組織のみについて考えるべきということでございましたので、それを意識して機能分散をまず第一に考えながら、この機構を考えております。

まず、新市の中に市長、それからその下に、中ほどになりますけれども、副市長をそれぞれの庁舎に配置するという考えに立っております。風連につきましては合併特例区を設置する関係がございまして、この場合につきましては、特別職ということになっておりますので、副市長は合併特例区の区長を兼ねるということで、現在名寄市につきましては、総務部、市民生活部、保健福祉部それから経済部、建設部とございますけれども、その中で1本、市民生活部と保健福祉部を集めまして5部体制にはいかがかということで、このようなものができております。左側の点線の方になりますけれども、点線の中で囲んでおります部分につきまして名寄庁舎、右側の部分で風連庁舎とすることで機構を考えております。

真ん中の上の方になりますけれども、副市長に対する説明書きを載せております。副市長の職務でございますけれども、市長を補佐し職員を担任する事務を監督し、市長を代理する職ということでございます。

実は副市長につきましては地方自治法の制約がございまして、1にありますとおり庁内文書や広報などの通常業務については副市長の呼称、地方自治法上で規定されているため、条例や規則などの法令文書や許可書などの法律行為に係る文書におきましては、助役を使用せざるを得ないという形になります。副市長は、それぞれの区域の業務を総括するとともに、所属する主たる部の業務を担当するというようになっております。

それから、左の下に黒丸が5点ほど書いておりますけれども、今までの協議経過を踏まえまして、新市の事務所はそれぞれの庁舎を有効活用することを基本とすることで考えております。それぞれの庁舎には地域特性などを考慮をして、市役所機能を分担して配置するというところでございます。主たる部には部長を置き、新市の事業を総括的に行う人員を配置し、従たる部については住民窓口など、直接住民サービスにかかわる職員を配置しまして、住民の皆さんにご不便をおかけしない機構にしたいと考えております。

それから、5点目の丸でございますけれども、庁舎間の連絡、打ち合わせ、決裁などにつきましては、両庁舎間の距離が約12キロほどございますので、それを踏まえまして電子メール、電子決裁などを積極的に活用いたしまして、効率的な行政運営を目指すということでございます。

新市の下に各種委員会、議会という部分がございます、これはこのとおり配置されるということではございませんで、庁舎内に置くとしたらこういう下がり方で一応組織表をつくってみたということでございますので、これが決定ということではございません。あくまでもたたき台として、この機構を示しております。

福光委員長：はい、ありがとうございました。

新市の名称につきましては、風連町さんの委員の方から、名寄市の委員から出されておりました名寄市という名前にこだわるのであれば、しっかりと理解できる理由を述べるべきではないかというご意見もございまして、これはあくまでもこれまで名寄市側の委員が発言をしておりましたものをまとめたものでございますので、是非、名寄市という名前を残してほしいと、使わせてほしいというお願いのことでございます。これを参考にさせていただきながら、これからの新市の名称を決めるに当たっては、議論の参考にさせていただければと思っております。

尚、これまで各委員からのご発言がありましたけれども、この新市の名称については急ぐべきでないというご意見も多数ございました。こうした名寄市側の新市の名称の要望も含めながら、これから少し時間をかけながらしっかりと議論を深めて名称を決定していきたいと考えておりますので、今日のところはこの程度にとどめて、またそれぞれ風連町さん、あるいは名寄市側の委員、それから住民説明会などでいろいろと住民の方々にご理解をいただくような努力をしていただいて、新名称を決定するに至りたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから、4番目の事務所の位置でございますけれども、これも若干新市の名称とリンクする部分があるのではないかと思いますけれども、いずれにしても事務所の位置については地方自治法上でも規定をされておまして、新市の事務所については一定程度の縛りもございまして、しかしこれも、両市町に庁舎を置くということについては共通の認識を持たれていると考えておりますし、事務所をどこに置くのかということも、これも先送りする訳ではございませんけれども、新市の名称とリンクしながら考えていきたいと思っております。

ただ、先ほど今幹事長の方から説明がございましたように、名寄市、風連町両市町の現有する庁舎を有効に活用していくということ、基本的な考え方として持ちたいと考えておりますけれども、そのことについては皆さん、ご異存ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：それでは両市町にある現存する庁舎については、そのまま住民に不便をか

けないような活用の仕方をしていくと、そして有効に活用するということにさせていただきたいと思います。

また、住民に不便をかけないという観点から、組織と言いますか事務所、それぞれの庁舎がどのような形になるのかということにつきましては、中西事務局次長の方から説明がありましたように、横長の資料をご覧になっていただきたいと思いますけれども、基本的には分散型そして分担型の両方かみ合わせた機能分担型になっております。これをご覧になっていただければおわかりのように、収入役は基本的に置かないということでございます。

それから、中西事務局次長からも説明ありましたように分担型の、いわゆる公平委員会から議会までの、この6つの組織につきましては、これはたたき台でございますので、それぞれご意見をいただいきたいと考えております。

また、両方の庁舎に部を置くことになっておりますけれども、いわゆる主たる部というのは、第1教育部とか第2教育部といったような形になるのかわかりませんが、一方にだけ部長を置くという形になります。

そうしたことで、それぞれの機能を分散しながら業務を分担していくというようなことでございますので、これらについて若干皆様方の方からご意見があれば出していただいて、今後の検討の旨にしたいと思っておりますけれども、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤です。

大変に短時間の中で緻密な機構の原案をつくっていただいたことに対して、まず驚きとともにお礼を申し上げます。

それで、まず一番上に書いてありますとおり、機能分担型ということになっているのですが、私たちの共通理解としておかなければならないと思っておりますので、これからちょっと皆さんとともに話し合いを深めていきたいという意味で発言させていただくのですが、分担とは何ぞやと、それから分散とは何ぞや、それから、ここには出てきていないのですが、説明にもありませんでしたが、私たちは分権という言い方もしています。風連町としては分権というものも求めているわけですが、分権を組み入れていくとすれば、分権とはどういうことを指すのかということも少し言葉辞典といいますか、意味するところを共通のものとおかなければ、それぞれの思いが勝手にばらばらであれば話もちくはぐになってきますので、まず分担とは、それから分散とは、加えて分権とは何かということを少し整理した方がよろしいかと思っております。まず、そこの辺からよろしく願いいたします。

福光委員長：今、佐藤委員から機能の分担あるいは分散型にというお話を、これまでも事務局あるいは委員長からお話をさせていただきましたけれども、佐藤委員からは分権という考え方もきちっと相互理解をしておく必要があるのではないかというご意見でございましたけれども、分散、分担とは何ぞやというところについて、私から説明することでもござ

いませんので、まず幹事長の方から説明していただきたいと思います。

それから、分権ということについても若干説明いただければよろしいかと思えますけれども。

今幹事長：それでは、私の方から説明といたしますが、これから整理をしていく部分もありますから、議論しながら整理をしていくことになるのでしょうか、考えていることを申し上げたいと思います。

よく分担型、分散型とこういうふうに言われますけれども、分担型というのは、その地域特性に合った機構をつくっていくということですから、極端に言いますと片方に機構があつて片方ないということがあり得るということでもあります。

したがって、その地域特性に合った、例えば名寄に福祉部門を集中する、それから風連に建設部門を集中していくと、こんなような関係になっていく、それが極端にいう分担型だというふうに思っております。

分散型というのは読んで字のごとく、本当に全般的に分散していく。具体的に言いますと、今回示した図が基本的には分散型ということで、両方にそれぞれの窓口、セクションを置いていくと、こういうようなことで考えております。

それで、ちょっと補足説明ですけれども、分散型であり分担型であるという説明を中西の方からいたしました。それは、機構図上は分散型となっていますけれども、機能としてこれは両方に同じような権限を持たすというわけになかなかいきませんから、片方に責任を持たす。例えば市民生活部であれば、これは名寄市の方に責任を持って、風連の方については住民サービスが落ちない機構をつくっておくと、こういうようなことで執り行う。そのほかの部も一緒でございます。それはどこに主たる部を置くのかというのは今回の議論ではなくて、これからの議論になっていくだろうということですから、今回はどこに主たる部を置くかというのは、この次の議論というふうにさせていただきたいと思っております。

それから、分権については、風連さんからの提起でございますから風連さんなりに青写真をつくっているとは思いますが、この機構の中で分権型というのはどういうふうに読みとるのだということでもありますけれども、ひとつは副市長に特別職を置くと、一定の権限を持っていますので副市長を置くということが分権のひとつだろうと。

もうひとつは、兼ねて議論しております合併特例区、あるいは名寄市でいくと地域自治区、こういったものを有効活用することによって区域内の分権というのが生まれてくるのではないかと思っております。もう少しうまく文章整理をすればいいのでありますけれども、少し議論をいただいて文章整理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

福光委員長：ただいま富永委員が出席をしまして17人全員揃いましたので、ご報告いたします。

今、幹事長の方から説明がそれぞれ分担、分散、分権、そうしたことについての機構案から読みとれる説明をしていただきましたけれども、一定程度ご理解をいただきましたでしょうか。あるいは分権というところで、先ほど幹事長の方から話ありましたけれども、風連町さん側からのご意見ということもありまして、分権ということについて風連町さんの委員の皆様方からは今、今幹事長の方から説明したようなことでよろしいのかどうか、またご意見があればお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども、ご発言ございませんか。

はい、どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤ですが、今、今幹事長の説明で私なりに理解ができました。

それで、分権についてなのですが、これは風連の統一見解ということでは決してありませんのでお断りしておきますが、一般的に例えばここにあるように、5つの部をそれぞれ分け合うということも含めて分権という言い方もできましようし、加えてよく国レベルでは司法、立法、行政ということで三権分立で国が成り立っているということから言うと、地方自治においても行政があって、そしてチェック機能を果たす議会があるということで、行政とそれから立法たる議会がどのようにお互いの権限、権能を発揮していくかということがひとつのやっぱり分権の地方自治の姿かなと思うのですが、この中ではその辺の区分けがまだ私には見えていないものですから、その辺も今後議論していったらよろしいのかなと、議会はどういうふうな位置づけにするのか設置場所も含めて、それはやはりこれからの新しい市の自治の姿として非常に重要な部分になると思いますので、十分にこの場で議論を深めていったらよろしいかなと思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。

はい、どうぞ。

野本委員：野本でございますけれども、現時点で3番目、4番目の問題がまだ継続審議中ですから、事務局としては当然こういうパターンしか出されないのは十分承知なのですが、過般の懇談会の折りにも懇談をしたとおり、あくまでも住民の利便性をキープするという前提のもとに分散、分権の複合で行きましようという形で懇談をした経緯がございますし、ですから今、中西さんから説明がございましたけれども、本来的には総務ですとか人事とか財政にかかわる管理部門をどの位置に配置するかだとか、これはあくまでもたたき台ですが、委員長も一方には部長を置き、一方には第2部長というお話もされました。

その辺も、やはり管理部門の位置づけをどういう形、A Bの二つの現庁舎を含めて管理の部門の傘をどこへ定めて、そしてなおかつ住民の利便性を保つための窓口業務その他の業務をといたたたき台でしたらすごくわかりやすいのです。なかなか3、4の問題がありますから、非常に事務局も苦労されている経緯はわかるのですが、できればそういうもう一方のたたき台があれば議論がしやすいのかなと感じました。

福光委員長：ちょっとお断りしておきますけれども、私が発言をした中で第1部長、第2部長という長のつくお話をしなかったと思うのです。第1と第2というふうに、第1の方に部長を置いて、第2の方には部長を置かないという、そういうようなことではないかということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、この内容につきましては、一定程度正副会長の考え方も当然あるかと思えますので、そのあたりのところもこれからいろいろと私どもが議論する中で、しかし両首長の考え方も考慮していかなければならないでしょうし、あるいは専門部会でもこうした問題についても議論してもらわなければならないだろうと、また整理してもらわなければならないことが多いのではないかと思います。

ただ問題は、こうした形でよかろうという一定程度の考え方、機能分担の機機構案でいいかという部分で、皆様方の考え方をお聞かせをいただきたいと思っているのですが、はい、どうぞ。

齊藤委員：名寄の齊藤です。

今それぞれ説明されましたように、今回は分散、分担型をひとつの方向として示したと、こういう説明でございます。

それで、この機構案の説明の中にも入っておりますが、組織運営に当たっては効率化に努めていくとなっております。先の名寄市、風連町それから下川町との協議の中で、それぞれの職員数を出しております。この職員についても一定の変化が将来的には伴っていくと、こういうふうになっているわけなのですけれども、地域の住民の人たちにとってみれば、やっぱり職員がそこにいるということが住民自治サービスにとっての主要なファクターになると考えるわけですね。そういう点では、こういうような機構図の中で効率化に努めるという側面と同時に、住民の要望に応えた体制づくりと言った面では率直に今の風連町のこういう関係する職員数はそのままキープするという内容になっていこうとするのか、あるいは名寄市ではどうなのか、すなわち企画部門と言いますか、そういうふうなところは削減可能というふうな話も出ておりますけれども、やはりそういうところをはっきりしておかなければ、何か名前だけの分散あるいは分権あるいは分担型というのは、住民にとってみれば、具体的にどういうふうにあらわれてくるのだろうと、こういう気がするのですけれども、そこら辺、事務局などでは大分詰めておられるのかどうなのか、お知らせいただきたいと思います。

福光委員長：どうぞ。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、今お話がありました職員数と将来の体制の関係、ここのところはまだはっきりと、将来は風連町、名寄市合わせて何人の職員でやっていると、こういう問題はまだ議論していませんし、まだ青写真を書いておりません。

ただ、はっきりしていることは、今までの議論経過の中でありましたとおり、かなり効率化、つまりスリム化していかなければならないだろうということは言えるのではないかと考えております。とりわけ管理部門については、例えば両庁舎に財政課は2ついないということになりますから、管理部門などは顕著にそのようなスリム化になっていくだろうというふうに思っております。

ただ、そのことは今、私がここで話をするだけでは不十分ですから、これから事務事業の一元化も含めて詰めていった段階で近い将来、中長期の展望を出さなければならないと考えております。6市町村の合併協議会のときも退職補充率はいかにするかと、幾らにするかということを出しましたので、それらを参考にしながら退職者の補充率をどういうふうにして埋めていくか、100%にするのか70%にするのか50%にするか、この機構と十分かわってきますので、それについてもきちっとしたものを出していかなければならないと考えております。それは財政計画ともかわりあるものですから、財政のシミュレーションを出すときにも、また組織機構図も改めてきちんと出していかなければならないだろうと考えております。

それから、先ほど野本委員からもお話がありましたけれども、管理部門はどこに置くのだと、そうしたことをもう少し明らかにした方がわかりやすいのではないかと、こういうようなお話だったと思います。常識的には管理部門は新市役所の位置に置くというふうに考えた方がいいのではないかと考えております。この図でいきますと総務部というのが、やや管理部門であります。

しかし、どちらかに管理部門を集中をさせますけれども、やはりどちらの庁舎にもこの総務部というのは必要になってきます。この規模のいかにについては、今ここでは決めないでおこうと、ただこういうセクションを持つということだけはご理解いただけるものと考えております。

もっとわかりやすいのは、本当は細かい細部の機構まで示せばわかりやすいのでありますけれども、しかしこれを見ていただくと今までの仕事をやっていた窓口が、きちんと両庁舎に配置されるのだなということを読みとりいただければ幸いかなと考えております。

以上です。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：斉藤ですが、ただいま幹事長の方から説明ありましたが、先の資料で15年の3月で、それぞれの市と町の職員、臨時等職員の数が出されておりますね。名寄市は793名、風連町は174名、さらに足すことの臨時、嘱託などで名寄では396人、風連町で65人と、こういうふうな形で住民サービスにかかわる職員の数はいるのですけれども、実際に今の幹事長のお話のように、それが相当スリム化していくと。

私は率直に風連の皆さん方にお話したいのですが、分散、分担型という名前の形がいいの

か、実際に住民とのかかわりで今の職員数が、率直に言って風連では減っていくのではなからうかと、こういうふうを考えざるを得ないわけですね。すなわち管理部門やなんかを一定程度減らしていくというふうになりますから、ですからそういう面での今の体制の中では一定の職員数を、もちろんこれは名寄もそうだと思うのですが、減っていく内容であるということで、一番私は住民の危惧と言いますか、心配する部分ではないかと感ずるものですから、一定の財政とも併せてなのですけれども、住民に説明するときが一番そういうサービスやなんかどうなるのだと、こういう危惧、心配があると思うものですから、そういうものを出せないものなのかどうなのか、数を。こういうふうに移していくのだということが一番大事なところのような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

福光委員長：前段の斉藤委員の発言の中にもありましたけれども、そうしたことから、これらのことについて検討することは、恐らく専門部会かなと思うのですけれども、専門部会でこうした検討して、いわゆるたたき台を出せるのは大体いつごろになるのか、そのあたりの時期も含めて今、斉藤委員の発言にお答えをいただきたいと思っておりますけれども、どうぞ。

岡本委員：今日は初めてですけれども、前から出てはいるのでしょうかけれども、分権とは何だろうなという感じするのですよ。この小さな風連と名寄の合併したぐらいの町の中で、分権なる権限が分かれていくと何を分けるのかなと、そういうような感じもして、余りそこから辺をシビアに分権だ何だかんだと分けられないものも考えていかなければ、むやみに組織が膨れていくのではないかというような気がするのですよね。その点についてどうしてお考えですか。

福光委員長：今、岡本委員の発言は、事務局側にお尋ねということでよろしいですか。

岡本委員：そういうことです。

福光委員長：あわせて、では。

今幹事長：まず、分権の考えですけれども、権限を現在の風連町と名寄市に分けると、こういうことだけではなくて、できるだけ住民の近くに権限を置くということにもひとつ通じるところがありまして、したがって合併特例区や、あるいは地域自治区で審議会や協議会の設置をすると、こういうふうになってございます。それもひとつの分権のありようということですが。

ただ、その場合、気をつけなければならないのは議会との関係をどうするかということが、非常に整理をしていかなければ大変だろうと思っております。全国で今、二、三例が出てきておりますけれども、議員さんが地域協議会を兼ねるといふところなんか出てきているよ

うでありまして、そうなってくると少し機能のあり方も違うのかなと思っていますが、この辺はまた研究材料かなと思っていますが、ひとつ目は地域内で少し分権していくのと、もうひとつは住民の側に、もう少し権利や権限ではなく地方自治のありようをおろしていくと言いますか、そういうことも考えられるのかなと思っていますが、まだ私も地域内の分権についてきちっと整理をしているもの持っていませんけれども、今の時点で考えているのは、そういうようなことであります。

それから、斉藤委員の方から話がありましたけれども、まず名寄に793名いるよと、これ市立病院が400名です、実は。

したがって、市立病院をスリム化するというのは非常に大変なところだと思いますけれども、お話のように一般行政職で見ましたら300名でございますから、このところはかなりのスリム化をしていかなければならないだろうと、これは風連町も同様であります。

ただ、総体の人数を、ではいつごろまで出せるのかと、こういうようなことでありますけれども、総体の人数については財政シミュレーションとのかかわりがありますので、そこも協議をしていきたいと思っています。財政シミュレーションもなるべく早く出さなければならぬと思っていますが、できれば8月に行います住民懇談会にはどの辺まで出せるか、ちょっとこれから検討していきたいと思っていますけれども、住民説明会にはできるだけわかりやすい説明書が必要だと思っていますから、工夫をしていきたいなと思います。

福光委員長：よろしいですか。

他に発言ございませんか。はい、どうぞ。

高見委員：名寄の高見ですけれども、今いろいろ議論があって、具体的にこうした部分では数字等も含めて、あるいは数字までいかなくても考え方がもう少し煮詰まったものが出てくると、なお議論がしやすいということになるのはそのとおりだと思うのです。

ただ、考え方を当小委員会で、一定程度の今お話がありましたような住民に不便をかけない組織機構をそれぞれ持ち合うというようなことだとか、あるいは本所というか本庁を置かないところが寂れるようなことのない形で、今お話があったような部分をきちっと補てんをしていくというか整理をしていくというようなことだとか、あるいは今まで話がある地域の住民の皆さんのコミュニティの部分で、きちっと保障をしていくための機構をつくっていくと、例えばですけれども、そういう大枠をきちっとこの当委員会の中で、私は少なくとも整理をしなければ、事務方で勝手な案を出すわけにいかないと思うのですよ、僕は。

ですから、やはり細かいところまでいかなくても考え方の基本について、例えば今回示されたこういう形ならこういう形でイメージでいいのでないかと、具体的な例えば各種委員会の議論については別にしても、そういう形なら形をおおむね良とするということで、例えば事務的にそれに基づいて作業を進めていくのなら進めていくという、そういう議論でなければ、私は単に事務局に機構を全部任すというわけにいかないと思います。

難しいことを言うつもりではありませんが、できましたら一定の考え方だけは、やはり当委員会であらう方向で、示された案なら示された案をたたき台にして、事務的に具体的な整理をしていくならいくというような決め方をさせていただくぐらいしか、議論がないのかなと思うのですけれども、その辺どうですかね。

福光委員長：ただいま高見委員から一定程度、当委員会としてこの示された原案に対しての方向性を示したらいいのではないかという発言がありましたけれども、そのことについて委員の皆さん方から何かご発言ございませんか。あるいは、この原案で行くことについて良とするというような形にとらえるのかどうかも含めてですけれども、発言ありませんか。はい、どうぞ中館委員。

中館委員：風連の中館でございます。

我々は行政の機構がわからないのですね。ですから、しゃべると言われてもしゃべれないのが現状なのです。

ですから、ここで結論を出さないで勉強する時間をちょっと与えてもらいたいと思います。

福光委員長：他の委員はいかがですか。

高見委員：名寄の高見ですけれども、今、中館委員さん、お話あるとおりでと思うのですよ。

ただ、私なんかは、この機構図そのものが良い悪いでなくて、今、中段にあったような、例えば両庁舎に副市長なら副市長を置いて、そして権能・権限をそこに持って一極集中をしないような形をとっていくのだと、例えばこういう提起だと思うのですね、事務局からの先ほどの説明では。

ですから、私なんかは受けとめるのは、いわば今までの本庁の所在地の議論と同じように、本所を置いたから権限なり財源をそこがしっかり人も握って、そして先ほどお話をいたしましたように、本所の部分に集中をするような組織機構でないものをつくり出していくという流れで、例えば当委員会の中での結論なら結論、あるいは何回も事務局から説明がありましたように、地域住民に不便をかけないように、地域の人たちのコミュニティを壊すようなことのないような形での機構を考えているということでお話があったわけですから、ですからそういう方向ならそういう方向については一定の理解をしたということで、例えば具体的なこうしたたたき台なり、なんなりというのをつくっていかねば、事務局案だけのベースを議論をするということでは、私は当小委員会としての主体性の問題が問われてくると考えるものですから、大枠の整理はそこでして、あと事務局の方で具体的なものが出されて、そしてさらにまたそこは議論がいろいろあってもいいのではないのかというふうにしていかねば、私はなかなか前に進まないのではないかと思います。決して急いでいるわ

けではなくて、そういう大枠の確認ができれば事務局の整理もまたさらに進むのではないのかと考えているのです。幹事長その辺いかがですか。

福光委員長：ちょっと待ってくださいね。木賀委員どうぞ。

木賀委員：木賀です。

中館さん言われたのにも当たるのですけれども、私もやっぱりこうなってくると、詳しいことがちょっとわからないのですよね。だけれども、これを見た感じを感覚的に言いますと、今、斉藤委員に聞きますと市民福祉部が一応今まで名寄にはふたつある市民生活部と保健福祉部とがひとつになっている程度で、これを見ただけでは先ほど斉藤委員の言っている何か効率化、スリム化ということと、どういうふうに結びつくのか、これを見ただけでは一向にわからないと。ただ、部を置くということは、ああ、置くのかなと。だけれども、先ほど幹事長が言われた総務部の中でも財政課はひとつしか要らないのではないかというような話は、それはスリム化になっていくのかなとか、そこら辺の部は置いて組織はこうなっているけれども、スリム化とはどういうことでスリムになるのかが、これだけ見たのでは全然、今のまま、ただ図にしたという状況では、合併して市民に説得力のある効率化はどうやって図れるのかなと。

今のままかなというふうに受け取られないかなと、5年間のことなのかなと、6年以降はがっちり変わるのですよとか、何かこれを見ただけではちょっと私たちには、どう変わるのかなということがちょっとわからないというのが現状で、この中でもスリム化は図られますという何かがなければ、この協議会をしているという意味が何かないのかなと、合併するという意味はどこにあるのかなというところが見えなければ、市民、町民に対する説得力がちょっとないのかなという感じを受けています。

福光委員長：先ほど中館委員から、この機構案を出されて、これだけではすぐには私どもとしては結論と言いますか、良い悪いというような結論は出し切れないと、勉強する時間が必要だというお話がありました。

しかし、高見委員からは、大枠のところは了解をできるというところをしっかりとこの委員の中で、小委員会の中で出すべきではないのかという発言もありましたけれども、これまでのそれぞれの考え方について、幹事長の方から先ほどの専門部会の検討も含めてですけれども、ちょっと発言をいただきたいと思います。

今幹事長：高見委員の方から話がありました件でありますけれども、それはそのとおりでございます。今まで再三にわたって確認してきた現庁舎を有効活用すると、それから住民に迷惑をかけない組織機構をつくと、これは確認事項で、それに基づいてこの絵ができてきたと、こういうふうにご判断いただければと思います。それでいいのかなのかとい

うことになってくると、いや、そうではないよと、もっと違う考え方があるのではないのかと、この絵で初めて気がついたけれども、もっとこっち、違う考え方があるのではないかということがあったら、お示しいただければ、また議論していただいて、私どもの方で機構をつくっていくということになります。

それから、部と書いてありますから、なかなか今の機構そのまま残るのかということになると思いますけれども、行政部門をこういうふうにしていこうというようなことで受けとめいただければと思っています。

例えば風連さんは生活課というところがあります。そこでは名寄で言う建設部門を持っています。そこで住民窓口も持っています。そういうふうにくくっております。全体で5つの分野でやるという、教育も入れて5つの部でやるということで、今の行政分野ができ上がっております、だから行政分野は5つに分かれていこうと。木賀委員のおっしゃった、これだけではどうも効率化が見えてこない、スリム化が見えてこないというのはそのとおりなのでございまして、さらにこれを細分化していかなければなかなか見えてこないと思っていますけれども、なお、この5つの行政部門でやっていって、さらに内部のスリム化をせよというのが至上命令になるのではないかと思います。

したがって、そういうふうにこの委員会で確認されれば、それなりの作業が進んでいくというふうになっておりまして、当然のように私どもはスリム化していかなければならないと思っていますけれども、もう少しわかるようにせよということだと思いますので、それは現段階ではこれが限界でございまして、それは時期が来ましたら、さっき言った財政シミュレーションと、それから人の配置と、そういうものと十分にかみ合いますし、高見委員から話があった一方に集中して一方が寂れても困ると、こういうようなこともありますので、それらもこの委員会で確認していただきますと、そのような機構をつくっていくということになると思いますので、ご議論をお願いしたいと思っております。

福光委員長：それぞれよろしいですね。

それで、私、委員長としても組織機構については、今日、出されたたたき台を基にしながら結論を、今日決めるということではなくて、双方の委員でしっかりと学習をしてくと、そして次回の委員会の中で再度議論をして固めていただきたいと考えております。

また、高見委員からも出ておりましたけれども、一定程度この委員会でこれを原案として、検討するというので皆さん、各委員の方々ご理解いただけますか。次回あたりでしっかりと決定をしたいと考えておりますので、その間しっかり市町の各委員でこれを学習してきていただくということで、今日のところはまとめてよろしゅうございますか。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：今、委員長のまとめのような方向でいいのではなからうかと思っておりますけれども、今、木賀委員さんも言われましたように、住民との関係で、合併を進めることによって

のひとつのまちづくりの形態、やっぱり大きなひとつのファクターになるのですよね。住民の窓口やなんかどういうふうになっていくのか、それにかかわる職員数がどういうふうな展望になっていくのだろうと。今のままで行ったら一番いいと思うのですけれども、しかしそれは今の合併促進のねらいと言いますか、仕組みの中ではどうしてもやはり減っていかざるを得ないと。

ですから、そういう面ではこれから名寄市の場合は8月に住民懇談会というふうになっておりますけれども、それまでに財政シミュレーションの中で明らかにしていくと、こういうふうなことでありますけれども、たまたま例えば風連町の方が今月の20何日からですか、住民懇談会の中で、やっぱりそういうふうな問題が出てくる可能性があるのではなからうかという気がするものですから、そういう面でやはりトータル的で、当委員会としてはこういう方向でなっていくのではないかと、こういうふうに予想されるとか、やっぱりそういうものがどうしても必要だと思っておりますから、8月と言わず、そういう内部的な財政シミュレーションなどについては、早目に出していただくと、つくっていただくということだけひとつ確認させておいていただきたいと思います。

福光委員長：当委員会として結論は次回にとお話をさせていただきましたけれども、それまでにこれらの組織・機構のあり方も、またどこをどうしたらいいのかという各委員の考え方もあわせて出せるようお願いをしたいと思いますけれども、今、斉藤委員からの発言で、そのあたりのところは、事務局の方はどうですか。

幹事長どうぞ。

今幹事長：幹事長、今です。

今、専門部会が始まったばかりでございます。専門部会は各行政職員でやっております、風連でやっている事務と名寄でやっている事務をすり合わせて一本化していこうと、この作業を進めるわけでありまして、その一環として財政シミュレーションもつくっていこうと、こういうような内容になっております。できるだけ急ぎたいと思っておりますけれども、専門部会の進みぐあい等を見ながら、先ほど話しましたように住民説明会のときにはできるだけわかりやすい資料をつくっていこうと思っておりますので、なるべく急ぎますが、今ここで何月というめどは立てられないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、風連さんで25日から行います住民説明会は、私ども合併協議会としてはこのように伺っているのですが、昨年に風連町でやった単独シミュレーションのさらに補足の説明をすると、こういうようなことが風連の理事者と住民の皆さんとの約束事でありまして、それを今回説明するというふうに聞いておりますので、確かに具体的な内容が出るかもしれませんが、今、小委員会で進めている議論に私は影響はないと考えております。

福光委員長：ご理解いただけましたか。

それでは、できるだけ専門部会で協議しなければならないのは、これからも議論される一般職の取扱いだとか、地方税の取扱いだとか、まだまだ専門部会として取り組まなければならない課題がたくさんあって、なかなか仕事が進まない部分があると思いますけれども、ぜひともできるだけ早く、そうした財政シミュレーションも含めて出していただけるようお願いをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように機能分担型の機構案、この原案について、それぞれの市町の委員さん方が学習会を開いていただいて、しっかりとこの機構案に対しての意見を次回には持ち寄ることができるようにしていただきたいということに、今日のところはしたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

福光委員長：それでは、そういうことで、この機構案につきましては次回にということを決めていただきたいと思います。次回までに学習をしていただいて、できれば次回にこうした内容でいいのかどうかということで意見を出していただいて、ある程度、決定をするということですね。この原案でいいのかどうかということも含めてですよ。

はい、どうぞ。

高見委員：私が先ほど基本的な考え方と言ったのは、むしろこの5つにどう足すかの問題はありますけれども、黒丸の方のね。基本的な考え方をまず合意するということは、人数まで配置するということ、本当に小委員会ですら簡単に出るのかと僕、気がするのですよ、事務方の方にあえて伺いたいけれども。

例えば新市名なり、あるいは本所の所在地の関係含めて議論をすると、そうするとそこだけのことでなくて、やっぱり一極集中しないような組織機構をどうつくっていったって、そして共存共栄していくという状況をどうつくり上げるのかと、そういうものがセットでなければなかなか、新市名を単発的に決めていく、あるいは本所の所在地を決める、それから機構というか、決めていくというのはなかなかうまくないのではないのかと。

だから、トータルに機構なりなんなりについては私は考え方を、特にここで言っている5つの項目に何ぼプラスするものがさらにあるのかどうかわかりませんが、そういう議論をしていったって、基本的な考え方を整理していったって、あと具体的な張りつけの部分というのは、これは時間がむしろかかるのではないのか。かからないで出れば、私は一番いいと思っておりますけれども、そんな思いがしているものですから、ちょっとこの形をすべて原案にしてわかったと私は言ったつもりではないということだけ、ちょっとすいませんお断りをいたします。

福光委員長：今、高見委員からご意見ありましたけれども、いずれにしてもこの原案あるいは5つの問題についてもしっかりと学習をしていただいて、そこで意見がつけ加えることがあれば、意見をつけ加えてという決定を次回にはしたいという考えでございますので、

ご理解をいただきたいと思います。よろしゅうございますね。

(「はい」との声あり)

福光委員長：それでは、基本的な協議項目についての。

岡本委員：ちょっと一言だけ。

福光委員長：はい、どうぞ。岡本委員どうぞ。

岡本委員：ひとつだけ、余りくどいこと言いませんけれども、副市長という制度がふたつ出てきていますね。これを出すと、役人の非常に悪い体質で、いつの間にかきちつとなってしまうって、そしてスリム化して職員を減らしていこうと思うものが反って、増えていく方に加担していくと思うのですよ。

ですから、ここら辺についても、もう一回考えてみてください。

福光委員長：今、岡本委員からの発言ですけれども、それも含めて次回に考え方として出していただけようをお願いをしたいと思います。

それでは、基本的な協議項目についての新市の名称あるいは事務所の位置については継続して議論をしていくということにさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、機構の問題につきましては次回までにしっかりと学習をしていただいて、意見をつけられるような、そんな形にしていきたいと思いますが、今、幹事長が手を挙げておりますので。

今幹事長：すいません、そういう確認をしていただいて結構だと思いますし、私どもも作業を進めやすくなります。

ただ、今、岡本委員から話があった副市長についてということでありまして、これは風連町に合併特例区を置くということで、もう既に合意事項で、特例区には特別職の区長を置くと、こういうふうになっておりますので、このところは副市長という名前を変えて特例区は5年でありますけれども、あの、そういう意味で、このふたつ、分権を入れておいたということでございますので、これは将来どのようなようになるのかについては、これからの協議になるだろうと思います。

福光委員長：今、副市長の説明を、幹事長からしましたけれども、岡本委員からの発言については、学習会の中でしっかりと話し合っていて、次回に意見として出していたらと思います。

それでは、そうしたことで、合併特例法に定める協議項目の方に入りたいと思います。

ちょっと暫時休憩をします。10分程度ちょっとたばこタイムにお取りします。

(暫時休憩)

福光委員長：これまでも若干議論をされておりますけれども、改めて当委員会の今日の第4回目の委員会として、一度皆様方の意見を出していただいて、さらに協議を深めていきたいと思っておりますけれども、発言ございませんか。

風連町さん側で何か学習会を開いて、しっかり議論をしたとお聞きをしておりますけれども、そのあたりのところから出していただければと思いますけれども。なかなか議会議員の定数や任期の取扱い、生臭い部分もあるのですけれども、どなたから口火を切っていただいて議論をしてまいりたいと思いますけれども。確かにそれぞれの議会側の議論が一定程度必要かと思っておりますけれども、しかしすべてをそれぞれの議会にお任せするということはできない、一定程度この小委員会で結論と言いますか、検討する必要があるかと思っておりますので、各委員の意見ということで出していただければ、考え方を示していただければよろしいかと思っております。それをもってそれぞれの議会の中でさらに議論を深めていただいてというふうな考え方も持っているのですけれども。

はい、斉藤委員からどうぞ。

斉藤委員：まず議会議員の関係につきましては、地方自治法上での最高定数が26なのですけれども、問題はこれを当委員会としては26では多過ぎるというふうに認識をして減らしていくのかどうかということなのですけれども、従来両市町合わせまして22の16で38名ですから、そういう面では大幅に減っていくわけなので、基本的にはこの住民自治という多くの意見を行政に反映させるとしたら、26という定数が法の最大限を生かしているのではなからうかと、こういうふうに考えますけれども、まず口火としてそういうふうに提起をしたいと思っております。

福光委員長：斉藤委員から今、自治法上の定数26いっぱいからスタートすべきではないかというご意見がありました。定数の問題につきましては、いや、そうでないというご意見があればお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども。

林委員：ちょっとよろしいですか。

福光委員長：どうぞ、林さん。

林委員：風連の林なのですが、ちょっと確認をして、かかった方がいいと思うのですけれども、ここの組織で議論して組み上げていくのか、それとも場合によっては第三者機関をつくって、そっちで審議してもらおうということも相当な意味があるかなと思うのですけれども、その辺やっぱり僕は確認してかかった方がいいのではないかと思うのですね。途中まで行ってから、いや、やっぱりこれだけ議員も入っているし、いずいわというので、ぐらぐらになるのだったら、かえて僕はそういう手もあるかなと思う。その辺どんなものですかね。

福光委員長：当委員会で最終結論を出すのですけれども、それまでの議論として別な機関をつくって一定程度のたたき台を出してもらおうという方法もあるのではないかと、林委員からの意見がありましたけれども、ほかの委員の皆さん方のご意見はどうでしょうか。いや、最後までこの当委員会で議論をしながら決定をしていくのだという確認ができれば、はい、どうぞ。

岡本委員：いずれにしても仮定的には26だとかなんとかという格好になるかもしれないけれども、絶対日本の国の今の性質からいって、定数は減っていくことには間違いはないと思うのです。しかも北海道の僻地の方で人口がどんどん増えていく可能性があるのならば、まだ増えてくることに期待をすることもあればだろうけれども、そういった意味では議員定数は減になっていくことが間違いないだろうと、これは僕の勝手な意見ですけれども、そう思うので、やはり思い切って身を切る思いで少な目の人員を提起をすることの方がいいのではないかと思いますけれどもね。

福光委員長：今、岡本委員から定数の問題について出されましたけれども、その前に林委員から出された確認をここでしっかりとしておく必要があるのではないかと、この考え方、議員の定数や、あるいは任期の問題についての結論に至るまでの議論、特別な組織をつくって議論をしてもらって、たたき台を出していただいた方がいいのではないかと、このご意見についてはどうかという考え方ですけれども、岡本委員の発言は定数の問題ですので、ちょっとそれは後にさせていただいて、林委員から出されたご意見は、ちょっとここでしっかりと確認をしておかなければならないと思うのですね。

林委員：私、新しい組織をつくったらいいとは言っていないのですけれども、そういう方法もあるのですけれども、その辺のことを1回きちんと確認する必要があるのではないかと、この意味です。

福光委員長：その確認のために皆さん方からのご意見を聞かせていただきたいと思っておりますが、いや、このまま私たち、この小委員会で決定していこうやと、議論して決定していこうやと、議論もそれから決定も当委員会ですという考え方で行くのか、それであればそのようにしますし、そのあたりどうでしょう。

はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：私はこの場で議論、決していくべきだというふうに思います。

福光委員長：他にご意見ございますか。

はい、黒井委員どうぞ。

黒井委員：黒井ですけれども、この委員会が設置され議員もいるわけですから、代表というのと違うと言われるかもしれませんが、一般市民的な感覚でこの委員会に臨んできているので、そういう中で議論を進めていくのであれば、この委員会で最後まで、それぞれの立場を踏まえながら議論をしていった方がいいのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

福光委員長：他に発言なければ、今、林委員から出された確認ですけれども、当委員会で最後まで議論をしながら決定をするということによろしいですね。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それで、定数の問題に入りますけれども、斉藤委員からは、まず口火として自治法上で定められている26という数字でスタートすべきではないかと。

しかし、岡本委員からは、スタート時から定数を地方自治法上で定める数よりも減らすべきではないかというご意見がありましたけれども、他の委員の皆様方はどのようにお考えになっておられるのか、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：私は斉藤委員のご発言に賛成をいたします。もちろん新設時における選挙においてのみということで、それ以降については当然、岡本委員のご発言のとおり、この地域、日本全国すべてですが、都市部を除いてすべてと言ってよろしいのでしょうか、これからますます人口減の傾向にあるわけですから、ですから今回例えば26で決定したとしても、それが2回目、3回目継続されるということには当然ならないと私は思いますし、今回の新設の時点については26でよろしいと私は思っております。以上です。

福光委員長：他に発言ございませんか。

はい、どうぞ木戸口さん。

木戸口副委員長：風連の木戸口です。

私も手前みそには関係なく、やはり風連と名寄が対等新設合併の中で、5倍の人口を持つ名寄と、いろいろな中で4年間を通して意見を交わすには、やはり最大限の26の定数でやっていただきたい。

また、その後につきましては佐藤委員と同じく、それはその中でやはり定数の見直しというのも考えいったらどうかと私は思います。

福光委員長：はい、どうぞ。

中館委員：風連の中館でございます。

発足時が26で構わないと思いますけれども、その後2回目の選挙から何人減らすと具体的にどこまで、ここで踏み込んでおいた方がいいような感じはしています。

福光委員長：これまで議会の委員から26の自治法上で定められている定数を、スタート時はするという考え方を出されまして、中館委員からもスタート時は26でいい。しかし2回目の選挙以降、こういった数字にするのかという定数まで、しっかりとこの小委員会で確認をしておく必要があるというご意見でした。佐藤委員も、またスタート時は自治法上の26、しかし2回目以降は減数はやむなしというご意見がありましたけれども、他の委員はいかがでございますか。

林委員：林でございます。

私ちょっと違うのですけれども、これはいつまで任期を持つかということと当然絡んでくると思っております。

福光委員長：いつまで任期。

林委員：合併になった後、議員の任期をいつまで持たすかということが、そのままの体制で、これ当然絡んでくるのではないかなと私は考えております。

福光委員長：在任特例の関係ですね。

林委員：はい、そうです。

福光委員長：大変難しいところで、この定数それから任期の問題は合併をする期日によって微妙に違ってきますけれども、これまでの私どもの小委員会で合併期日をいつにするかということについては18年の3月31日までにというふうに決定をしております。3月31日に合併をしたとすれば、当然50日以内に選挙ということになりますね。

そうしたことから考えて、やっぱりそのときに選挙をするのか、特例を使うのか使わないのかと、そういうことにもかかわってきて、大変そのあたり込み合っただけで難しいところがあると思いますけれども、林委員からは、いわゆる在任特例を使うか使わないかによって定数の部分が26でなく少なくする場合もあるというふうに、そうしますと林委員は、在任特例を使うのであれば26ではためだということですね。はい、わかりました。定数特例ですね。そのあたりのところ若干事務局の方から、この間も説明いただきましたけれども、もう一度説明をいただけますか。在任特例それから定数特例、そのことについて、お願いします。

(「はい」との声あり)

中西事務局次長：前回お配りいたしました資料の、ここは6ページがよろしいでしょうか。議会議員の定数特例、在任特例の概要という新設合併の場合でございます。前回お配りしております。この中で一番最初に書いておりますのは定数特例ということで設置選挙、合併のときに選挙を行いまして、この場合につきましては法廷定数の2倍を超えない範囲で定数を増加することができますよと。

したがいまして、私どもの法定定数26でございますので、その2倍までの範囲で議会の議員の定数を定めることができる、これが俗に言われております定数特例と言われる部分でございます。

それから、もうひとつお話がございましたように在任特例という部分がございます、旧市町村の議員は合併後2年を超えない範囲に限って、新市町村の議員であることができるという制度でございます。下の段になりますけれども、名寄市には22人の議員さん、風連町には16人の議員、計38人がおられますけれども、38人全員が2年を超えない範囲で在任をしまして、その後26人以下の議会の議員を定めていただいて、その定数で選挙をしていただくということになるかと思えます。

それから前回説明しましたが、9ページに新設合併だけについて、議会の議員数の状況を調べたのをつけております。この中で先ほどお話がありましたように、初期の段階、丹波、篠山等々におきましては一旦在任特例をいたしましたけれども、その後この人口が4万7,000ですから5万未満ということで議員定数を26としておりまして、2回目以降の数についてもこの協定事項の中で定めている。こういう所が全国4カ所ほど見受けられているという資料でございます。

この中では、最近でも伊豆市ぐらいしか2回目以降の定数までうたっている部分については余り多くないのかなという感じはしております。1回目からそれぞれの特例を使いながら定数を定めているということで、この資料をごらんいただきたいと考えております。

福光委員長：今、事務局の方から説明いただきましたけれども、特例には定数特例と在任特例とがあります。林委員からのご意見で、在任特例を主にお話があったのかと思えますけれども、定数特例を使うのかどうかということも若干議論が必要かと思えますけれども、そのことについてご意見ありませんか。定数特例を使うか使わないか。

富永委員：ちょっといいですか。

福光委員長：はい、どうぞ富永委員。

富永委員：富永です。

このことにつきましては、風連町のこの間の勉強会に私なりの意見を申し上げました。そのことがメンバーの皆さんにどうも誤解が一部あったようで、賛同を100%得られたように思っていません。ただいまの何人かの発言を聞いてもそうです。この問題は、定数の問題も在任期間の問題も風連と名寄とはちょっとスタンスが違うのですね。

ですから、あえて風連の議会の皆さんに多少なりとも配慮をした発言をさせてもらえば、今日のこのメンバーの意見でもわかるように、どうしても議会議員の肩書きを持つ人の意見が数多く出てきますよね。

したがって、マスコミ報道などでは議員が自分のところをお手盛りやったというふうなニュアンスで書かれている近隣町村の議会等がありますよ。ですから、そういうことを意識して住民のコンセンサスを得る議論をやるべきでないかと。それは、最初に林委員が第三者機関というようなことで申し上げましたけれども、私も似たような提案をいたしました。そういう形をとれば、私どもに名寄と合併してどうなるのという一般市民の単純な質問の中で一番多いのは、うちの議会議員はどうなるのと、給料どうなるのと、市会議員になったら市会議員並の給料もらうのと、大体この意見が多いのですわ。

ですから、そういう非常に住民の感情が、この議会議員の特権みたいなものに対する意識が強いよということを認識してこの問題は議論なければ、先ほど林さんも言ったように、特例を使う場合と使わない場合とのまた住民の受けとめ方も違いますし、いろいろな角度からこの問題は、なるべくなら議会の議員の意見を無視すると言ってはいません、私の方では。一応参考意見として聞きながら、林さん言うように法定協ですから、議会の議決を得て我々は、この立場を与えられているわけですから、ただこの委員会で議員さん除いて我々議論するというのは非常に大変ですけれども、もうひとつの委員会がありますよね、それらとこの問題が共通したらまずいのかどうか、あるいは非公式でも公式でもいいと思うのですが、いろいろ討論した結果、結論だけをこの委員会で再度確認するというやり方も可能かと思えますし、林さんが提案したように議会の方をオブザーバーに入れながら、もっと民間の率直な、先ほど私が言ったような風連町の議会の議員の場合は、特例期間は何年間も与えられるのかと、そして市会議員になったら給料3倍になるのかと、こういう単純な質問が意外と多いということが現実ですから、それを議会の皆さんが斉藤さんがこう言った、うちの佐藤議員がこうやって言ったと仮にマスコミが報道したら、自分たちのことを自分たちでお手盛りしたのではないかという受けとめ方をされはしないかと、そういうことを私は考えたときに、いわゆる議会議員でない人の意見として、もう少し具体的に議論をしたらどうですかという提案を風連町では申し上げました。そのことだけ。

ですから、特例を使う使わないという問題と定数の問題、ものすごくリンクすると思えます。それと、名寄と風連とはおのずから状況が違いますということです。

福光委員長：富永委員の発言については、私も議員ですから十分理解をしているつもりでございます。確かに議員が発言をすることによって、この委員会の流れがそうしたような

形になっていくとすれば、それはお手盛りと言われても仕方ありませんけれども、しかし半数は民間の委員が出ておられるわけですから、私たち議員の立場での委員とすれば、できるだけそうした住民の意見を無視したような決め方にはしたくないというような思いは、それぞれ皆持っていると思うのですね。

ただ定数をどうするのかという発言については、一定程度たたき台として斉藤委員も佐藤委員も26と。しかし、未来永劫26で行くという考え方は出しておりませんので、その部分では第1回目の選挙については地方自治法上の26の、いわゆる激変緩和をするという考え方で発言をされたのだらうと思います。

しかし今、林委員あるいは富永委員から出された第三者機関の意見をという話ありましたが、しかし当委員会では議論をして決定していくということでは、一定程度確認ができたのではないかと思います。ただ、議員の立場の委員の人たちも、富永委員からの発言については十分胸に受けとめながら、これからの議論に入っていくのだらうというふうに思います。

ですから、当然議員の定数も26で行ったとすれば、在任特例や定数特例を使うのか使わないのかということにも当然なっていくでしょうし、林委員からの話がありましたように、在任特例を使うのであれば、スタート時の定数についても考える必要があるということについては、議会選出の委員の皆様方もそのことについては異論がないのではないかと、このように私は考えておりますが、いずれにしてもそうした富永委員あるいは林委員、それから議会議員の立場での委員の皆様方からの発言もありましたけれども、もう少し、この定数や任期の問題についても特例の問題についてもご意見を出していただこうと思いますけれども、はい、どうぞ。

野本委員：風連の野本です。

基本的には、原則として法定定数の上限定数の26で、私も原則として踏まえたいと思います。今そういう状況を踏まえたら、ましてや定数特例を云々ということは、やっぱり近隣でも実際新聞報道されているような状況も考えて、名寄、風連両住民感情からしても到底そういう議論は望まないのではないかと。

そして、加えて定数もさることながら、この在任特例を使うのか使わないのか、新市誕生と同時に首長は同じくして失職ということがひとつ原則論ですから、だからその辺もこの協議会の中で在任特例を、最高で2年ですからどうするかということが、先ほどの新市の名称等々もこれはもう、今、富永さんおっしゃるように市民感情が顕著に出る事案ですので、この協議会で即、今、これは双方の思惑もありましょうし、個々の委員さん方の思惑もありましょうけれども、特例を使う使わないの問題も、これも非常に変に言うと手前みその問題も出ますけれども、そういうのではなくて、両自治体の住民感情からしても、これは今、委員長、即ということにはなかなか、これはまいらないのではないかと。

福光委員長：いや、私は今日すべて決定をしていこうという考え方は持っておりません。ただ、たたき台にする意見が、それぞれの皆さん方から意見が出て、さあ、そうしたらどうするかという話になっていけば思っているのですね。第三者機関をつくらないとすればですよ。

はい、どうぞ西村委員。

西村委員：風連の西村ですが、この議員定数という問題は、基本的に26で私はいいと思うのですよ。

ですけれども、一般町民の受けとめ方としては非常にわかりづらいと。要するに、在任特例であるとか定数特例であるとか、こういうことは専門的になってきて、恐らく一般の町民の方には理解できないのだろうと。さっきだれかが言いましたけれども、市長はそれで退任すると。そうしたら、どうして議員さんだけ在任特例があるのだというような率直な疑問をみんな持っているようです。私はある程度、その在任特例というのは理解できると思うのですけれども、その辺のことを先にやらなければならないのではないかとすることも決めていただいて論議した方がよろしいのではないかと考えております。

福光委員：はい、どうぞ、中館委員。

中館委員：実は昨日、風連で行財政改革検討委員会、30人規模の委員会、こういうものを協議する委員会を開いたのですね。そのときに選挙の特例の関係で意見が出ました。風連の委員の方は約全員が賛成してくれたのですけれども、要するに特例を使うべきでないという方が強いのですね、その会議の中では。

ですから、今後町民の懇談会等もあるのですけれども、恐らくそういう声が多く出てくるような感じはしています。

福光委員長：そうすると、合併と同時に、首長と同時に選挙をするべきだという考え方ですね。

中館委員：そのとおりでございます。

福光委員長：ほかにご意見ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：ほかに発言なければ、ちょっと幹事長の方から。

高見委員：名寄の高見です。

先ほどから話ございましたように、私のもこの種の問題では、できるだけ議員以外の委員

の皆さんから率直な発言をいただいた方が私はいいいというふうに個人的に思っております。それは議員がいる、いないでなくて率直に言っていただいて、むしろ議員の側の委員は、その話をしっかり聞くと、こういうスタンスで何回も議論をしていただいて、そして主張をさせていただくところは主張をさせていただければなど、そんなふうに思っていたわけでありませけれども、話が活発な議論になりましたので、一言だけ発言させていただきます。

ひとつには事務局の方に、合併して人口今、資料説明いただいたように3万3,328名、平成12年度国勢調査での人口でありますから、大体3万3,000ちょっとということでありますけれども、私はこの定数議論をするときには、ひとつには決して他の方を見習うとか何かではありませんけれども、ある面では3万前後あるいは5万未満でも結構でありますけれども、現状のやっぱり北海道における市の定数はどこら辺に置かれているのかということもきちっと押さえておく必要があるのではないのかと思いますので、できましたら委員長のお取り計らいをいただきまして、そんな大きな市の定数を聞いてもどうにもなりませんから、5万未満ぐらいのところ、人口と現況の議員定数というか、そういうものを資料として相談して出していただきたいというお願いをしておきます。

それと、もうひとつは先ほどから話がございましたように26だとか、私24とか22とか、私の今の時点で発言を控えさせていただきますけれども、ただひとつだけは言えることは、合併時の1回目の選挙について法定定数でいくという形でいったときは、これは名寄あるいは風連の選挙区選挙の部分が、両首長間でのひとつの決まり事があるわけでありまして、その取扱いもやはり出てくると思うのです。

ですから、法定定数26、仮にですけれども使ってあとは減ずるぞという話というのは、先ほど話があったように、この委員会できっちり決めておかなければ、これはまた問題を先送りする大変大きな問題になっていくのではないのかと思うものですから、議論のこれから素材としてそういうふうに。私どもこれは仮に名寄市の議会としてひとつだけ言えることは、合併をしなかった場合に何ぼにするという定数の整理を実はしたわけでありませけれども、それは2万7,000の状況のときに、単独でいったときの議会としての定数問題についての一定の姿勢を示してきたつもりでありますので、そういうものを含めると、合併当時が法定定数でいいのかどうなのかというのは、慎重な議論が私はある面必要でないのか。

もう一方では、いろいろな議論をしていくというときに議会のありよう、これは私が言うのではなくて議会の中でも議論しなければならぬと、そういう議論をしていかなければ市民の目線に沿っているのかどうなのかという点についても、やっぱりしっかり議論を要する、一考を要する部分でないのかというふうに思うところでございまして、そういう面では私は余りこの制度を、スタートするときだけやって、その後またいじるというようなことというのは、大変定数問題というのは削るのはもう至難というか、もうえらい汗をかく部分ですから、スタートの時点である面ではしっかり行くなら行くという形も、それが決して法定定数なら法定定数でもいいでしょうし、20何ぼでもいいでしょうし、そういう議論の方が私は通りがいいし、住民の皆さんにも自信と確信を持って、決めることについて整理をしていく

必要があるのではないのかというふうに思います。

もう一方は先ほど言われておりましたように、域内分権の関係だとかいろいろなことで地域の声をどう反映をしていくかということになると、これはある面でまた地域審議会をどう立ち上げて、地域の声をどういうぐあいに行政に反映するのか、議会の役割はどうあるべきなのか、こういう議論と私は連動をしていくことだと思いますから、必ずしも議員の数だけが地域の声を反映するとかどうだとかでないですね。そこが新しい自治の姿をどう模索をしていくかという議論にも絡まってきてもいいのではないのかと思います。

これは、最後の分はちょっと余談でありますけれども、そんな気持ちがありますので、ぜひ何回かの議論を通じて整理をいただきたい。個人的主張は別にして、資料の要求はそんなことで、ぜひお願いをしたいと思っておりますので、お取り計らいをいただきたいと思っております。

福光委員長：今、高見委員からの発言で、いわゆる道内の類似団体の議員定数を資料として出していただきたいと、そのことについてはよろしゅうございますね。

それと、委員長としての基本的な考えとしては定数を定めて、例えば地方自治法上で定める上限26を使うということであった場合、あるいは先程来から各委員から出ておりました、スタート時は26でも2回目からの選挙は減らすべきだというご意見がありまして、私としては上限の26を定数として使うとすれば、当然次回の2回目の選挙は幾つにするという数についても、この小委員会で一定程度決めていくということについて必要だと考えておりますので、高見委員にはご理解いただけるのではないかと思います。

はい、どうぞ富永委員。

富永委員：すいません、今のお話聞いていますと、その定数という枠だけを議論してしまうから先に26だとか何とかということになりますけれども、高見委員がおっしゃっているように、非常にこの問題複雑にリンクするわけですよ。例えば風連町が合併契約の中に入った5年間特例区構想の中で、例えば選挙区を主張してくるのか、しかもその選挙区というのは何回目の選挙まで主張してくるのか、そういったことすらも見えてこない中で、定数を今ここで26というふうに枠を決めるとか決めないとかという議論が、どうも私としては納得いかない。前回の委員会でも高見さんが盛んに言っていましたけれども、非常にすべての問題がリンクしていて、これだけ議論しても、これと市の名称をどうするとかというかなりふくそうしてくるわけですよ、すべてのテーマが。

ですから、ひとつひとつ区切りつけて委員長は進めたいのしょうけれども、そこは一度想定されるかなり確信部分を、いわゆる骨太方針を先に議論をして、先ほどから言っている細かい分野に関しては事務局にある程度、この委員会の基本的なスタンスさえきちっと指示をしておけば、細かい分野は事務局がかなり進められると思うのですよ。

ですから、そういう進め方をされたらどうでしょう。風連町の場合はまだ特例区5年について、しっかりした構想を出していませんし、選挙区についても定数についてもはっきり出

していません。議員の一部からは特例区はいらないというような発言もありましたけれども、それは格好いいなと思いますけれども、私は逆に先ほどからコストが下がるのだろうと、合併することによって。そういうコスト議論をしているわけですから、選挙だって、ただでできるわけではないのですから、コストということを意識すると、名寄市の任期が来る、平成19年でしたか、そうですね。それを18年の3月に首長と一緒に選挙やってしまえなんていうのは格好いいですけども、それでは名寄市の市会議員は1年半の任期を残してもう一回選挙やるわけですよ。これはコストもかかります。

あわせて風連町の議員には何か2年でも4年1期の資格があって年金の資格がつくとか、いろいろ話は聞いていますけれども、それでは名寄の市会議員さんどうなのですかと。1年半余して前倒しで選挙やって、2年半の選挙期間は4年間の年金の資格がつくのですかという問題も全部教えていただかなければ、どちらがコストが高くついて、どちらが効率がいいか、僕はやっぱり議論できないと思いますよ。

ですから、もう少し幅広い分野を1回出してからやられたらどうでしょう。風連町の議会議員選挙は来年やりますよね。その後合併が進んだとすれば、名寄市さんの19年の春ですか、任期が来るのは。それに風連町の議員が一定の選挙区を認めていただいて選挙をして、正式に市会議員になっていくという形をとるのが僕は一番いいなと。ただ、風連の何人という選挙区を何回目の選挙まで設けるか、人数はどうするかということは、これからお話しすればいいのかなというふうに受けとめておりました。

ですから、いたずらに住民の目を意識し過ぎて逆にコストがかかって、名寄の市会議員や名寄市民に大きな迷惑をかけるような議論は、僕は避けるべきだというふうに考えています。

福光委員長：富永委員のご意見については十分わかっているつもりでありますし、ただ、今までそれぞれの委員の中から定数の問題も出されたり、あるいは特例の問題も出されましたけれども、私はひとつ決まることによって、それぞれリンクしている部分が次々と決まっていくのではないのかと考えているわけです。

ですから、今、定数の問題が議題に上がっておりますから、定数の問題について諮っておりますけれども、富永委員の言われるように、確かにそれぞれすべてがリンクをしていて、つながっていて、それを大きく議論をしなければならぬことは確かなのですが、そのところが私としてはどこかひとつ風穴があげば、後は大体それならここはこうだと、そこがそうならばこうなるというような形で決まっていくのかなと認識をしているのですけれども、それぞれ考え方があろうかと思えますけれども、他の委員の皆さん方がどう考えておられるのか、発言をしていただきたいと思えますけれども。

はい、どうぞ。

木賀委員：木賀です。

これはちょっと聞くと答えにくいのかな。名寄の市会議員の報酬は、私は大体わかってい

ます。だけれども、風連町議の皆さんの報酬は、私は全然わかりません。風連の方は名寄の報酬をわかっていますか、市議の方。

だから富永さんの言っている、何か全体、何もわからないけれども結論出せと、どうしたらいいのかなという気もしないでもないのですけれども、ちょっとわからないのですね、風連の方の町議の年収というのは、私はわかりません。

福光委員長：確かにそのことは、これを決める上で富永委員のコストの問題でいけば当然、木賀委員の発言のとおり、それらの資料としても必要な部分があるかと思えます。何も隠すものではないので、幹事長そのあたり、例えば月額報酬や他の報酬も含めて資料として出せるのであれば出して、各委員に理解をしていただくという方法もあるのですけれども。

今幹事長：いいですか。

福光委員長：はい、どうぞ。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、いろいろとご意見いただいております、今日、初めての議論ですけれども、本当にいろいろなご意見出て、つくづく私ども幹事会の責任はこれから非常に大きいなというふうに思っております。

したがって、先ほどこの小委員会を中心にして定数問題その他も含めて議論していきましよう、こういうようなことでありますけれども、私ども幹事会としましては、ここの場を中心にもちろんしていただきたいのでありますけれども、もっともっと私ども幹事会の努力で議論する場というのが必要なのかなと思っております。

それで、あくまでのこの場が中心でありますけれども、先ほど例えば林委員さんや富永委員さんも第三者と、こういうふうにおっしゃっていましたが、そうなるか、そうでないかという、ひとつ幹事会の方でもいろいろなことで議論の場をつくりながら、しかもこの場が主役だと、こういうような形で議論を積み上げさせてほしいなと思っております、皆さん方からいろいろな話をすると話しっぱなしになってしまっ申しわけないのですけれども、もっと言うと幹事会がある程度皆さん方から、いろいろな角度で議論を聞いてたたき台を提案させていただくと、それについて再度またご議論いただくということの方が、一番議論が進みやすいのかなと思っております、もちろん今日いただいた意見も私どもの方にインプットさせていただきました。

それから資料も、先ほど高見委員からの資料あるいは今、木賀委員からの資料なども用意しながら、幹事会としてこれからいろいろな議論をいただいて、まとめて提案をさせていただきたいなと思っておりますけれども、委員長いかがなものでしょうか。

福光委員長：今、幹事長の方から一定程度、議会議員の定数などのたたき台を、幹事長の方でいろいろと事情聴取をしながら出したいというふうな発言がありましたけれども、そのことで、はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：斉藤ですが、やはり幹事長のその提案には、私はやはりすぐOKというわけにはいかないと思うのですよ。いろいろ論議がありますように法定協の前の小委員会がここですから、ここが一定の責任ある論議しながら必要なことは幹事会に資料を求めるだとか、そういうふうなのはどんどんやっていく必要あると思いますけれども、そういう面では何とこののですかね、私の方ができるのだからどうだ、ではないと。

それで、私、富永委員が今言われた中で、ちょっとやっぱり必要だなと思うのは、確かに全部がリンクしているのですよ。そのときに一番大事なものは何のために合併するのかというところをはっきりさせておかなければ、名前の問題にしても庁舎の問題にしても、特に私は機構の問題でちょっとかかわってしつこく言ったのは、やはり住民の立場になってみた場合には、一体合併することによってどういう影響が、どう出てくるのだという具体的な現れなのですよね。率直に言って、この機構案のままだったら、風連の職員さんは減っていくのではなかろうかという危惧はしているわけです。

ですから、そういう面では、だから特例区構想でこういうふうなことが必要なのだと、こういうふうな論議を持って私は煮詰まるのではなかろうかと思っていましたけれども、これも次回ということになっていますから、やっぱりそういうところの論議をしないで、また延びていますから、それだったらやっぱりこの議会定数の論議の中で、逆に私なんかもあえて26というのを提起したのも、風連町さんのいろいろな意見やなんかをもっと反映しやすいような仕組みを、どうしてもつくっておく必要があるのではないかと。またそういう論議をどんどんやっていく場というのが大事ではないのかということで提起しているのであって、何か、なんでもこれコンクリートという視点ではないのですけれども、やっぱりそういう面での率直な意見を逆に出してもらわなければ、あえて26なら26という形を出しているのだということをひとつご理解いただきたいなと思います。

福光委員長：今、斉藤委員から幹事会に任せておくべきことかという、端的に言えばそういう発言がありましたけれども、委員長としては基本的には、この小委員会の中でしっかりと議論をして、そして一定程度決めたいという考え方は持っております。たたき台を幹事会の中で出してくるという方法もひとつあるかもしれませんが、しかし先ほど富永委員からもお話があったように、さまざまな部分でリンクする部分がありますので、ひとつの問題を議題としながら、しかしほかの問題も一緒に意見を出していただいて、そして総合的にどうなるというような形になっていかなければならないのかなと思っているのですね。

ですから、お手上げだという形になれば別ですけども、一定程度やはりこの小委員会できっちりと議論をお互いにするという考え方に私は立ちたいと思っております。いかがでござ

ざいますか。

はい、木賀委員。

木賀委員：もうひとつだけ。先ほど高見委員も道内の市会議員のどうのこうのと、データも少しどうのという話、最もだというふうに私も思っていますけれども、今26の話がちよっと出ていますけれども、今、名寄が22を18にという話も出ております、1人の議員は何人を代表しているかというデータもちょっと出してほしいと。風連さんの場合は今16で5,000何ぼというと400弱ということになるかなと思う。18名だと名寄は1,300人の代表かなということになる。26名で一緒になって3万3,000だとどうなるかと。これは単なる客観的なデータとして、参考としてはちょっと頭にもこれも入れておく必要があるのかなと。全道的に、あるいは現状ということも、何人を代表するのかなと。多いからいい、少ないからいいとかそういう議論ではなくて、一応ひとつの平均データというのが出てきて、その中で数の問題という問題もやはり出てくるのかなと。市民を代表する人数は大体どの程度が妥当な線で来ているのかなということが、ある程度判断材料になってくるのかなという気もいたします。

福道委員長：議員1人当たりの人口比についても資料として次回に出していただければと思います。

今幹事長：ちょっといいですか。

福光委員長：はい、幹事長どうぞ。

今幹事長：今ありました資料につきましては、揃えたいなと思っています。

ただ、斉藤委員に誤解されたら困るのですけれども、私ども何でもできるぞという意味で言っているわけではございませんで、いろいろ皆さん方から意見いただいて、多少のいろいろな市民からの目だとか、あるいは報道関係だとか、こういうことがあって皆さんの意見も、議員さんが余り言い過ぎたらまずい面もあるなと思うばかりに私が言っただけでございまして、ある意味では決して私どもが全部決めるということではなくて、それぞれ議論の場を持っていただきながら、最後はここが絶対主役ですから、ここで決めていただくということにさせていただきたいなと思っております、最初から最後までここで議論することが一番理想的でございますけれども、それでもいろいろな議論があるなと思っておりますので、ある意味、今日でなくてもいいです。もう少しこの議論を続けていって、もっと幹事会で汗かけということであれば、資料だけでなく議論の場を、いろいろな角度で議論の場を設定をさせていただいて、これは委員長と相談しなければなりませんけれども、そしてたたき台を出していくということもしていきたいなと思っております、決意のほどを申し上げただけでござ

いますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

福光委員長：今、幹事長から補足がありましたけれども、基本的には委員長としてはこの小委員会の中でしっかりと議論をしていくと。その上で補足する部分があれば幹事会の中で議論をしていただいて、補足をしていただくというような形になるのかなと思っておりますし、この情報公開の時代ですから、議員がどう発言したかということについてもしっかりと市民に伝えていくということも、また大事なのだろうと思っております。議員の考え方もそのことで明らかになるだろうと思ひますから、それがいい悪いは別として、しっかりとそれぞれがそれぞれの立場で議論をして発言をしてほしいと思っております。

今日のところは時間も時間ですので、議員の定数及び任期については、またそれぞれの名寄市、風連町の委員の中で議論をしていただいて、先ほど富永委員からも発言あったように、この定数がどういふふうに他の課題とリンクをして、それらをどういふふうに形をつくっていかねばならないのかということも含めて学習をして、さらに次回の小委員会でそれぞれ発言をしていただければと思っております。

時間も時間ですけれども、若干3番目の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについても若干議論をしていただきたいと思ひますが、委員長としては基本的にこの問題については、農業委員会というひとつの独立組織の問題でございます。これらについては2つの農業委員会があって、それらについてそれぞれの農業委員会の中で議論を重ねているのだろうと思ひます。この合併協議会が立ち上がった段階で、もう既に名寄市でも風連町でも恐らく議論を農業委員会の中でしているのだろうと思ひますが、委員長としては、この問題については幹事長、副幹事長あるいは幹事会あたりに、それらの各農業委員会の実情と言ひますが、実態をしっかりと調査をしていただいて、その上でこの委員会に報告をしていただいて、私どものこの小委員会としてまた議論をするという形にしたいと思ひますけれども、まず幹事長の考え方として、ちょっと報告をお願いします。

今幹事長：私の考え方というよりも、今、委員長がお話になりましたとおりにしたいなと思っております。農業委員会は2つありますけれども、2つの農業委員会でそれぞれ議論して決めるということにも相なりませんし、私どもの方で、これこそ少し汗をかかせていただきたいと思っております。それで、調査して分析をして論点をはっきり整理してお示しをするということにしたいなというふうに思っております。

福光委員長：そういうような取り組みでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：そうしますと、それは大体いつごろまでに、そうした作業を進めて当委員会に資料として出せるかどうか、そのあたりのところちょっと。

今幹事長：もう一部既に少し調査を進めておりますので、次回には経過の報告ぐらいはできるかなと思っておりますけれども、間に合えば分析をしながら論点整理していきたいと思っています。

福光委員長：わかりました。

それでは、3番目の農業委員会の定数及び任期の取扱いについては、幹事会の方で若干汗をかいていただくということで、次回の委員会に経過報告あるいは分析したものを資料として出していただくことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：それでは、時間8時を超えました。4番目の次回の小委員会の開催に入りたいと思いますけれども、議会議員の定数、今日の積み残しました農業委員会の定数の問題についても、それぞれがそれぞれの立場で検討していただいて持ってくるには、7月の初めという日程はちょっと難しいのかなと思うのですけれども、幹事長の方で日にちはどういふふうには押さえますか。

今幹事長：今まで議論していただいております項目以外にもたくさん項目ございまして、実はその項目というのは専門部会の議論と十分にリンクすることになってまいります。今、専門部会が立ち上がりまして、これから本格議論になるだろうと思います。専門部会では税の取扱いであるとか、そういったことをやるわけでありましてけれども、それと並行しまして専門部会である程度議論の見えたものから、こちらの方に提案して確認いただくという作業でございますので、7月の中旬、15日前後ということを目途にして次回開催したいなと思っております。

なお、日程についてはまた調整をさせていただきますけれども、中旬の次回開催ということで大まかに押さえていただければと思っております。

福光委員長：今、幹事長の方から専門部会の作業の進みぐあいもひとつありまして、大体中旬というふうな考え方が示されましたけれども、それでよろしゅうございますか。決めますか。作業の方はどうなのですか。それぞれ日程、選挙もあるし、日程が詰まってくるけれども、大体15日を中心にして前後というところで改めてまた、できるだけ早い時期に日程調整をさせていただきたいというふうに思います。そういうことでよろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

福光委員長：場所については、今度は風連ということでもよろしいですね。

では、そういうことで開催日については7月中旬、15日を挟んで前後ということで、場

所は風連町役場、時間は6時ということでお願いをしたいと思います。

また28日は合併協議会、全員の合併協議会がありますので、文書はまだでしたか。

はい、幹事長からどうぞ。

今幹事長：28日の合併協議会、前回も少し様子見てという発言したのでありますけれども、会長、副会長と相談いたしまして、28日は予定どおり実施をして、経過報告も含めて、この委員会と新市建設委員会がありますのでやろうということになりましたので、大変時期切迫しておりますけれども、28日に開催をしたいと思います。よろしくお願いします。

福光委員長：それでは、時間は6時ということでよろしいのですか。

今幹事長：その日だけ特別6時半にさせていただきます。よろしくお願いします。

福光委員長：28日合併協議会、6時30分。合併協議会一番最初の会議をした広いホールで行いたいということでございますので、よろしくお願いしますをいたしたいと思います。

5. その他

福光委員長：その他の方に入りますけれども、何か事務局から連絡事項ありますか。ありません。

それでは、事務局の方から特に連絡事項もないということでございますので、はい、林委員どうぞ。

林委員：私から1点考えているのですがけれども、いろいろな議論の中で先延ばしもいいのですけれども、やっぱりほどほどの時期にいろいろなものをけじめをつけていかなければ、私は如何なものかなという気がしてお聞きをしております、特に新市の名称となると、これはまたいろいろあると思う。その次の事務所の位置とかあたりは、今回の機構図出していたいただきましたけれども、私は大まかにいってこういうものだと思っています。

ただ、その中で、それでは事務局がどこになるかによって、私個人的には事務局が風連に来て、本当に特例区が必要なのかという感じも持っていないわけではないのですよ。それは別にいたしまして、ですからやっぱりそういうある程度の部分はほどほどの時期に、お互いに努力しながら決着をつけていかなければ、先送り先送りは如何なものかなと思っております。

以上です。

福光委員長：林委員から厳しく先送りについてご意見が出されましたけれども、そのご意見を真摯に受けとめながら、決定できるものは順次決定をしていきたいと考えております。

それについても各委員の皆さん方から発言が活発に出て、そして議論をされて、そして決定するという形でなければならないと思っておりますので、ぜひそうした取り組みにご努力をお願いをしたいと思います。委員長の裁きも若干問題があるのかもしれませんが、そのところはお許しをいただきたいと思えます。

いずれにしましても、今日の第4回の基本項目等検討小委員会をこれで閉じたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

6. 閉 会

福光委員長：では、終わらせていただきます。
ご苦労さまでございました。